

アンカーニュース

5,000 円以下の飲食費の適用要件

平成18年度税制改正により、交際費等のうち「社外の人を対象とする飲食費等」口限り1人あたり5,000円以下のものを損金に算入できるようになりました。ただし、この取扱いは、飲食等による接待の目的とする相手が社外の人であり、飲食等の費用が1人あたり5,000円以下であることが適用要件となるので、この2点を証明できるようにしておくことが必要です。このため、該当する飲食費等の支出について、支払先からの領収書や請求書等の記載事項だけでは分からない部分、つまり接待の相手先名称、飲食の席に出席した人の数を正しく記録して保存しておくということになります。

また、この取扱いは飲食費等に限定されていることから、贈答品などは対象外となります。したがって、これらの費用の中に別に用意した贈答品の費用をつけこんだり、ゴルフ接待の場合や宿泊を伴うものについて、飲食費等の部分だけを抜き出して適用を受けるなどといった処理は認められません。1人あたり5,000円以下であるかの金額判定については、基本的には各飲食店など支払いの相手先ごとに見ることになります。したがって、接待で利用した店1軒ごとの支出金額と人数とで計算するというようになってくるわけですが、当然のことながら、1人あたりの金額を5,000円以下にするために領収書等を分割したり、人数を水増ししたりすれば偽装があったことになり、適用が否認されることはもちろんのこと、重加算税の対象となる場合もあるのでご注意ください。

(税理士山下事務所発行 マネジメント倶楽部 2006年6月号より)



発行者

合同事務所 アンカー

(司法書士・土地家屋調査士・行政書士)

TEL 03-3433-4567 FAX 03-3433-4578

税理士山下健人事務所

TEL 03-5728-3113 FAX 03-5728-3348

担当：山下・宇梶